

個人情報ファイル簿			
登録年月日		個人情報を取り扱う権限を有する組織の名称	こども部
登録番号	12		こども政策課
個人情報ファイル	名称	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	
	目的（範囲）	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を可能な限り速やかに開始するため。 令和5年3・4月分児童扶養手当受給資格者及び遡って受給する者。令和5年4月1日から令和6年2月29日までの児童扶養手当認定者。	
	根拠法令等		
	事務の開始・変更年月日	令和5年5月1日開始	
	個人情報の記録の項目名		
基本的事項	心身及び家庭生活	社会生活及び資産収入	
■氏名 ■性別 ■生年月日 ■年齢 □国籍・本籍 ■住所 ■電話番号 □電子メールアドレス □FAX番号 □印影 ■口座情報	□趣味 ■家族状況 □親族関係 □婚姻歴 □住居状況	□職業・職歴 □学業・学歴 □資格 □賞罰 □成績・評価 □職業上の地位 □財産・収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状況 □負債状況	
その他	個人識別符号	要配慮個人情報	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□旅券番号 □基礎年金番号 □運転免許証番号 □住民票コード □個人番号 □国民健康保険被保険者証記号及び番号 □後期高齢者医療制度被保険者証番号 □介護保険被保険者証番号 □ □ □ □ □ □	□人種 □信条（思想，宗教含む） □社会的身分（固着のものに限る） □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □障害 □医師等による健康診断等の結果 □上記の結果による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続	

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
個人情報の記録の形態	☐ 公文書 ☐ 図画 ☒ 電磁的記録 ()	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
個人情報の収集方法等	☐ 本人からの収集 ☒ 本人以外からの収集 () ・収集先 (子育て支援課 児童扶養手当担当) () ・収集方法 (児童扶養手当システム、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システムから対象者情報を抽出) () ・根拠法令等 (個人情報の保護に関する法律第69条第2項・令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給要領) ()	
個人情報の目的外利用の有無	☒ 無 ☐ 有 ()	
記録情報の経常的提供先	☒ 無 ☐ 有 ()	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 取手市長 (所在地) 〒302-8585 茨城県取手市寺田5 1 3 9 番地	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報の保管場所及び保護措置	電磁的記録については、鍵のかかる部屋にてパソコンを管理。サーバへのアクセスにはID／パスワードによる認証が必要となっている。
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない

個人情報の入手

本人以外からの収集（

・収集先（子育て支援課 児童福祉係

・収集方法（令和4年度茨城県低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金システムより対象者情報を抽出

・根拠法令等（個人情報の保護に関する法律第69条第2項・令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領

空欄